

入札説明書

東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本件入札説明書」という。）によるものとする。

なお、本件入札説明書は、平成16年4月19日に公表した「東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業の実施に関する方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に対する質問への回答（以下「実施方針等」という。）を反映したものであり、本件入札説明書と実施方針等に相違がある場合には、本件入札説明書の規定内容が優先する。

また、本件入札説明書に記載がない事項については、本件入札説明書に関する質問に対する回答によるので、入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続を行うこと。

1 公告日 平成16年7月23日（金）

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 大谷 剛彦
東京都千代田区隼町4 - 2

支出負担行為担当官 東京地方裁判所長 永井 紀昭
東京都千代田区霞が関1 - 1 - 4

3 事業概要

(1) 事業名 東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業

(2) 対象公共施設及び入居予定官署

対象公共施設

庁舎（官庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第2項に定める庁舎）

入居予定官署

東京簡易裁判所，東京区検察庁道路交通部，警視庁交通捜査課

(3) 事業場所 東京都墨田区錦糸4 - 16 - 7

(4) 事業内容

東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業の遂行のみを目的とする新会社（以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により、新たに整備する東京簡易裁判所墨田分室庁舎（以下「新庁舎」という。）の設計、建設（既

存の東京簡易裁判所墨田分室庁舎（以下「既存庁舎」という。）の解体工事を含む。）及び工事監理等の業務及び新庁舎の完成，引き渡し後の維持管理に関する業務を行う。

以下に主な業務の内容を示すが，詳細については，別添「東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に関する業務要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）（資料 - 1）及び「東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に関する事業契約書（案）」（以下「事業契約書」という。）（資料 - 3）を参照のこと。

設計，建設（既存庁舎の解体工事を含む）及び工事監理等

事業者は，新庁舎の設計，建設（既存庁舎の解体工事を含む。）及び工事監理並びにこれらを実施する上で必要な建設確認申請等の行政手続及び電波障害対策等を行う。

維持管理

事業者は，完成，引き渡し後の新庁舎において，以下の業務を行う。

ア 新庁舎の建築物点検保守業務（植栽管理業務を含む。）

イ 新庁舎の建築設備運転監視業務

ウ 修繕業務（大規模な修繕は含まない。）

エ 新庁舎の清掃業務（一般廃棄物の収集・集積業務及び害虫防除業務を含む。）

オ 新庁舎の警備業務

(5) 提供される業務の要求水準

業務要求水準書（資料 - 1）によるものとする。

(6) 事業期間等

事業期間

事業契約締結日から平成29年3月31日まで。

今後のスケジュールは次のとおりである。

平成16年 7月23日	入札公告
平成16年 7月26日～平成16年 8月 6日	入札説明書に関する質問受付期間
平成16年 8月20日	入札説明書に関する質問に対する回答公表
平成16年 7月26日～平成16年 8月27日	第一次審査資料の受付期間
平成16年 9月 6日	第一次審査結果の通知
平成16年 9月 6日～平成16年 9月15日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
平成16年 9月 8日～平成16年 9月21日	既存庁舎等見学会
既存庁舎等見学会は，競争参加資格があると認められた者を対象とし，上記期間のうち指定する日に行う。詳細については別途通知とする。	
平成16年 9月24日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答

平成16年 9月 8日～平成16年 9月24日	入札説明書に関する再質問受付期間
平成16年10月 1日	入札価格の基準金利設定日
平成16年10月 8日	入札説明書に関する再質問に対する回答公表
平成16年11月12日	入札書及び第二次審査資料の提出
平成16年11月下旬～12月上旬	第二次審査資料のヒアリング
平成16年12月21日	開札及び落札者の決定
開札の結果、再度入札となった場合は以後の日程が変わることがある。	
平成16年12月	落札者との基本協定の締結
平成17年 2月	事業者との事業契約の締結
平成19年 7月	新庁舎の引渡
平成29年 3月31日	本事業の終了

(7) 事業期間終了後の措置

本事業が終了したとき、業務要求水準書（資料 - 1）に示す条件を保持していなければならない。

4 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加者は、以下のに掲げる業務を実施することなどを予定する複数の企業によって構成される法人格の無い共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）であること。なお、入札参加者は、コンソーシアムを構成する企業（以下「構成員」という。）のなかから代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。

コンソーシアムの構成員は、基本協定の締結後に商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として設立される事業者に出資を行うこと。なお、全ての構成員が事業者に出資することを要件とはしないが、代表企業は事業者には必ず出資することとし、かつ事業者の株主は次の要件を満たすこと。

ア コンソーシアムの構成員である株主が事業者の全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、コンソーシアムの構成員以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

イ コンソーシアムの構成員である株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、最高裁判所の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

コンソーシアムの構成員は、本事業の実施に係る以下の業務を事業者から直接受託し、又は請け負うこと。なお、コンソーシアムの構成員のうち一者が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、業務範囲を明確にした上

で各業務をコンソーシアムの構成員の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と建設業務を実施することはできない。（「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、当該企業との間に、商法（明治32年法律第48号）第211条の2第1項又は同条第3項に規定する親会社・子会社の関係がある場合（資本の50パーセントを超えて出資し又は出資を受けている場合を含む。）又は当該企業の代表権若しくは業務執行権を有する取締役若しくは社員を兼ねている者がある場合をいう。以下同じ。）

ア 設計業務 新庁舎の設計業務

イ 工事監理業務 新庁舎建設の工事監理業務

ウ 建設業務 既存庁舎の解体工事及び新庁舎の建設工事

エ 維持管理業務 建築物点検保守業務（植栽管理業務を含む。）、建築設備
運転監視業務、修繕業務（大規模な修繕は含まない。）、清掃業務（一般廃
棄物の収集・集積業務及び害虫防除業務を含む。）及び警備業務

第一次審査結果の通知後において、コンソーシアムの代表企業及び構成員の変更は認めない。ただし、代表企業若しくは構成員の倒産又は社名変更等のやむを得ない事情が生じた場合は、第二次審査資料の受付前までに限り、最高裁判所はその事情を検討の上、変更の可否を決定する。

(2) 構成員に共通の参加資格要件

予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

本事業に係る業務に対応した予決令第72条及び73条の資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）

会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること（上記の再認定を受けた者を除く。）

第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、最高裁判所事務総局経理局長（以下「経理局長」という。）から東京高等裁判所管内において指名停止措置を受けていないこと。

コンソーシアムの構成員のいずれかが、他のコンソーシアムの構成員でないこと。

最高裁判所が本事業に関する検討を委託したあずさ監査法人（同協力事務所として（株）日本設計、東京青山・青木法律事務所）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。

(3) 設計企業の参加資格要件

設計業務に携わる構成員（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

裁判所の平成15・16年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの企業においても上記4(3)及びを満たしている者であること。また、設計業務を分担する場合の業務分野の分類は次によるものとし、この他にインテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素に係るデザイン、その他独立した専門分野を追加することは差し支えないが、その場合は新たに追加する業務分野、当該業務分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任担当技術者の経歴を明確にしておくこと。

ア 建築 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」(昭和54年建設省告示1206号)における別表第2の「1 設計」(以下「別表」という。)における「(1)建築(総合)・基本設計」及び「(2)建築(総合)・実施設計」。

イ 構造 別表における「(3)建築(構造)・基本設計」及び「(4)建築(構造)・実施設計」。

ウ 電気設備 別表における「(5)電気設備・基本設計」及び「(6)電気設備・実施設計」。ただし、別表における「(6)電気設備・実施設計」におけるエレベーター、エスカレーター等の設計は除く。

エ 機械設備 別表における「(7)給排水衛生設備・基本設計」から「(10)空調換気設備・実施設計」。ただし、別表における「(6)電気設備・実施設計」におけるエレベーター、エスカレーター等の設計を含む。

オ 積算 別表における「(1)建築(総合)・基本設計」から「(4)建築(構造)・実施設計」に関する積算業務

次に示す管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。また、に示す業務分野以外の分野を追加する場合にあっては、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する、以下の、及びの要件を満たす各主任担当技術者を配置できること。

ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

イ 建築主任担当技術者については、別表における「(1)建築(総合)・基本設計」及び「(2)建築(総合)・実施設計」の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

ウ 構造主任担当技術者については、別表における「(3)建築(構造)・基本設計」及び「(4)建築(構造)・実施設計」の業務について、管理技術者の

下で担当技術者を統括する業務。

エ 電気設備主任担当技術者については、別表における「(5)電気設備・基本設計」及び「(6)電気設備・実施設計」の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。ただし、別表における「(6)電気設備・実施設計」におけるエレベーター、エスカレーター等の設計は除く。

オ 機械設備主任担当技術者については、別表における「(7)給排水衛生設備・基本設計」から「(10)空調換気設備・実施設計」までの業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。ただし、別表における「(6)電気設備・実施設計」におけるエレベーター、エスカレーター等の設計を含む。

カ 積算主任担当技術者については、別表における「(1)建築(総合)・基本設計」及び「(2)建築(総合)・実施設計」に関する積算業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

管理技術者及び建築主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者については、一級建築士であること。電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

次に示す要件を満たす管理技術者並びに各主任担当技術者を配置できること。

ア 平成6年4月1日以降に、次のエに示す業務(施設の建設工事の完成、引き渡し完了したものであって、基本設計及び実施設計(積算の主任担当技術者は積算業務)に携わったものに限る。)に携わった実績を有する管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者及び積算主任担当技術者を配置できること。

イ 上記アの実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者にあつてはエ a、電気設備主任担当技術者にあつてはエ b、機械設備主任担当技術者にあつてはエ c に示す各項目に該当する実績を有していること。また、海外での実績についても条件を満たしていれば実績として認める。

ウ 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記イの要件を満たしていること。

エ 実績要件

a 管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者又は積算主任担当技術者

(a) 建物用途 庁舎、事務所又は事務室等に該当する部分の床面積が下記(d)の要件を満たす施設。この場合において、床面積には事務

室等に付随する共用部分等の床面積を含めることができる。

- (b) 構造 鉄骨造（軽量鉄骨造を除く。）又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- (c) 建築物の階数 地上4階地下1階建以上
- (d) 建物規模 延べ面積6,000㎡以上
- b 電気設備主任担当技術者
 - (a) 建物用途 上記4(3) Ⅰa(a)による
 - (b) 建築物の階数 上記4(3) Ⅰa(c)による
 - (c) 建物規模 上記4(3) Ⅰa(d)による
 - (d) 工事種目 電灯設備，受変電設備
- c 機械設備主任担当技術者
 - (a) 建物用途 上記4(3) Ⅰa(a)による
 - (b) 建築物の階数 上記4(3) Ⅰa(c)による
 - (c) 建物規模 上記4(3) Ⅰa(d)による
 - (d) 工事種目 空気調和設備，給排水設備

管理技術者及び各主任担当技術者については、実施設計完了までの間、原則として変更を認めない。ただし、長期入院、死亡等極めて特別で、やむを得ないものとして最高裁判所が承認した場合は除く。

建築主任担当技術者の手持業務について、携わっている設計業務（工事監理業務を除く。特定後未契約のものも含む。）が原則として4件未満であること。

(4) 建設企業の参加資格要件

建設業務に携わる構成員（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

裁判所の平成15・16年度における建築一式工事、電気工事又は管工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

次のアからウの各工事に携わる建設企業は、裁判所の平成15・16年度における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）がそれぞれアからウに示す点数以上であること（上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数がそれぞれアからウに示す点以上であること。）

- ア 建築一式工事 1,200点以上
- イ 電気工事 1,100点以上
- ウ 管工事 1,100点以上

次のアからウの各工事に携わる建設企業は、平成6年4月1日以降に、元請として施工し、地業（基礎）工事から完成、引き渡しまでを完了したアからウに掲げる基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）なお、複数の建設

企業がア、イ又はウのそれぞれの工事を共同して行う場合にあっては、共同して行う各々の建設企業が当該施工実績を有すること。

ア 建築一式工事

- a 建物用途 上記4(3) エ a(a)による
- b 構造 上記4(3) エ a(b)による
- c 建築物の階数 上記4(3) エ a(c)による
- d 建物規模 上記4(3) エ a(d)による

イ 電気工事

- a 建物用途 上記4(3) エ a(a)による
- b 建築物の階数 上記4(3) エ a(c)による
- c 建物規模 上記4(3) エ a(d)による
- d 工事種目 電灯設備，受変電設備（ただし，電灯設備と受変電設備が別々の電気設備工事の実績でもよいが，それぞれ a～c の条件を満たす同一工事とする。）

ウ 管工事

- a 建物用途 上記4(3) エ a(a)による
- b 建築物の階数 上記4(3) エ a(c)による
- c 建物規模 上記4(3) エ a(d)による
- d 工事種目 空気調和設備，給排水設備（ただし，空気調和設備と給排水設備が別々の管工事の実績でもよいが，それぞれ a～c の条件を満たす同一工事とする。）

次のアからウの各工事に携わる建設企業は，それぞれアからウに示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事期間中に専任で配置できること。また，第一次審査資料提出時点において，監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが，いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。なお，複数の建設企業がア，イ又はウの工事を共同して行う場合にあっては，そのうち1者が当該技術者を配置できること。

ア 建築一式工事

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお，「これと同等以上の資格を有する者」とは，一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
- b 平成6年4月1日以降に，上記4(4) アの基準を満たす新営工事を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は，出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- c 監理技術者にあっては，監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること（「これに準ずる者」とは，平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者又は平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつ

て、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者のうち、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者をいう。以下同じ。)

イ 電気工事

- a 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
- b 平成6年4月1日以降に、上記4(4)イの基準を満たす新営工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。ただし、建築一式工事として受注したものを除く。）を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

ウ 管工事

- a 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械 - 流体力学」、「機械 - 暖冷房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とする者）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
- b 平成6年4月1日以降に、上記4(4)ウの基準を満たす新営工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。ただし、建築一式工事として受注したものを除く。）を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理業務に携わる構成員（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

裁判所の平成15・16年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続

に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合にあっては、いずれの工事監理企業においても上記4(5)及びを満たしている者であること。

各担当主任技術者(監理)の分担する業務内容は、次に関する業務を総括して管理技術者(監理)を補助する業務とし、各担当主任技術者(監理)のそれぞれについて複数名とする場合は、これら複数名の者による各々の業務分担が明確にできること。

ア 建築担当主任技術者(監理)、構造担当主任技術者(監理)については、別表における「(2)建築(総合)・実施設計」及び「(4)建築(構造)・実施設計」に関する実施設計図書に基づく工事監理

イ 電気設備担当主任技術者(監理)については、別表における「(6)電気設備・実施設計」に関する実施設計図書に基づく工事監理。ただし、別表における「(6)電気設備・実施設計」におけるエレベーター、エスカレーター等の設計は除く。

ウ 機械設備担当主任技術者(監理)については、別表における「(8)給排水衛生設備・実施設計」及び「(10)空調換気設備・実施設計」に関する実施設計図書に基づく工事監理。ただし、別表における「(6)電気設備・実施設計」におけるエレベーター、エスカレーター等の設計を含む。

管理技術者(監理)、建築担当主任技術者(監理)、構造担当主任技術者(監理)、電気設備担当主任技術者(監理)及び機械設備担当主任技術者(監理)は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

管理技術者(監理)、建築担当主任技術者(監理)、構造担当主任技術者(監理)、電気設備担当主任技術者(監理)及び機械設備担当主任技術者(監理)は、平成6年4月1日以降に、完成、引き渡し完了した次の要件を満たす工事の工事監理実績を有することとし、管理技術者(監理)の実績については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の4第2項に規定する工事監理者としての実績であること。なお、各担当主任技術者(監理)のそれぞれについて複数名とすることは支障ないが、管理技術者(監理)及び各担当主任技術者(監理)の兼務はいずれも認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者(監理)又は各担当主任技術者(監理)を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていること。

ア 管理技術者(監理)及び建築担当主任技術者(監理)、構造担当主任技術者(監理)については、上記4(4)アの要件を満たす新営工事の工事監理実績。また、管理技術者(監理)については、躯体、外装、内装を含むほか、電灯設備、火災報知設備、空気調和設備、給排水設備及び昇降機設備のいずれもシステム一式を含むこととし、建築担当主任技術者(監理)、構造担当主任技術者(監理)については、躯体、外装及び内装を含むこと。

イ 電気設備担当主任技術者(監理)については、上記4(4)イに示す要件

を満たす工事の工事監理実績。また，上記4(4) イdに示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。

ウ 機械設備担当主任技術者（監理）については，上記4(4) ウに示す要件を満たす工事の工事監理実績。また，上記4(4) ウdに示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

維持管理業務に携わる構成員（以下「維持管理企業」という。）は，平成16・17・18年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において，資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」であり，競争参加地域が「関東・甲信越」で「A」，「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

警備業務を実施する維持管理企業においては，警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づく認定を有すること。

5 担当部局

〒102 - 8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係 楠木 久史

電話 03-3264-8111（内線3513）

6 競争参加資格要件の確認（第一次審査）等

(1) 入札参加希望者は，本件入札に参加することを表明し，上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため，次に従い，入札参加表明書，競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出し，経理局長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。入札参加表明書において，本事業に関連する業務に携わる企業として明らかにする者のうち，上記4の(2)，(3)，(4)，(5)又は(6)の認定等を受けていない企業を含む場合においても，次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において，上記4(2)の及び から までに掲げる要件を満たしており，かつ，上記4の(3)，(4)，(5)又は(6)の認定等を受けていない企業にあっては，それぞれ上記4の(3) から まで，(4) から まで，(5) から まで又は(6)に掲げる要件を満たしているときは，開札の時ににおいて当該企業が上記4の(2)，(3)，(4)，(5)又は(6)に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには，開札の時ににおいて上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。

なお，期限までに参加表明書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

提出期間 平成16年 7月26日（月）から平成16年 8月27日（金）までの午前9時30分から午後5時まで。

ただし、裁判所の休日（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条に規定する裁判所の休日をいう。）を除く毎日とし、正午から午後1時までの間を除くものとする。以下同じ。

提出場所 上記5に同じ。

提出方法 参加表明書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 提出書類は、別添「東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業 提出書類の記載要領」(別紙2)及び「東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業 様式集」(別紙3)(以下、これらを総称して「様式集」という。)に定めるところに従い作成すること。
- (3) 上記4(4)の同種の工事の施工実績及び上記4(4)の配置予定の技術者の同種の工事の経験確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。
- (4) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成16年9月6日(月)までに通知する。
- (5) 競争参加資格確認後は、コンソーシアムの代表企業の変更、構成員の変更若しくは追加又は携わる予定業務の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、入札書及び第二次審査資料提出日までに構成員の変更若しくは追加又は携わる予定業務の変更をしようとするコンソーシアムにあつては、最高裁判所と事前協議を行い、最高裁判所の承諾を得なければならない。その場合、構成員の変更若しくは追加又は携わる予定業務の変更後において、上記4に掲げるところに従い、競争参加資格を有することが確認できることを条件とする。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を様式集に定めるところに従い提出すること。

(6)その他

参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

支出負担行為担当官は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された参加表明書等は、落札者決定後、落札者以外の入札参加者から提出されたものについては返却しない。

上記6(5)ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。

したがって、入札参加者は、様式集を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。

参加表明書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、経理局長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

提出期限 平成16年 9月15日（水）午後5時

提出場所 上記5に同じ。

提出方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 経理局長は、説明を求められたときは、平成16年 9月24日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 本件入札説明書に関する質問及び既存庁舎等見学会

- (1) 本件入札説明書に関する質問

本件入札説明書に関する質問（実施方針等に記載があつて本件入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、様式集に従い質問書を提出すること。

提出期間 平成16年 7月26日（月）から平成16年 8月 6日（金）までの午前9時30分から午後5時まで。

提出方法 質問書は電子ファイルとし、当該電子ファイルを電子メールで送信するか、3.5インチフロッピーディスクに保存して持参又は郵送（書留郵便に限る。期限内必着）することにより提出することとし、電送によるものは受け付けない。また、着信は提出者が確認すること。

なお、電子メールで送信する場合は、1メールにつき添付ファイルが1MB未満となるように留意すること。

提出場所 電子メールで送信する場合は、次の電子メールアドレスに送信することとし、持参又は郵送する場合は上記5に同じ。

FJP55064@nifty.com

- (2) 本件入札説明書に関する質問に対する回答

上記8(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する他、最高裁判所のホームページ（http://courtdomino2.courts.go.jp/pub_enterprise.nsf）に掲載する。

閲覧期間 平成16年 8月20日（金）から平成16年11月11日（木）までの午前9時30分から午後5時まで。

閲覧場所 上記5に同じ。

- (3) 既存庁舎等見学会の開催

上記6において、競争参加資格があると認められた者を対象として、既存庁舎及び大阪地方裁判所執行部・大阪簡易裁判所交通分室合同庁舎の見学会を開催する。なお、見学会の日時等については別途通知する。

開催期間 平成16年 9月 8日（水）から平成16年 9月21日（火）の間で、

別途通知する日時。

開催場所 東京簡易裁判所墨田分室庁舎

住所 東京都墨田区錦糸4 - 16 - 7

大阪地方裁判所執行部・大阪簡易裁判所交通分室合同庁舎

住所 大阪府大阪市淀川区三国本町1 - 13 - 27

(4) 本件入札説明書に関する再質問

上記8(2)の回答に対する再質問(既存庁舎等を見学したことによる質問を含む。)がある場合には、様式集に従い質問書を提出すること。

提出期間 平成16年9月8日(水)から平成16年9月24日(金)までの午前9時30分から午後5時まで。

提出方法 上記8(1)に同じ。

提出場所 上記8(1)に同じ。

(5) 上記8(4)の再質問に対する回答

上記8(4)の再質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する他、上記8(2)の最高裁判所のホームページに掲載する。

閲覧期間 平成16年10月8日(金)から平成16年11月11日(木)までの午前9時30分から午後5時まで。

閲覧場所 上記5に同じ。

9 入札書及び第二次審査資料の提出

競争参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を次に従い提出すること。

なお、以下の提出日時までに入札書及び第二次審査資料を提出しない者は本競争に参加することができない。

(1) 提出日時 平成16年11月12日(金)午後5時まで。(ただし、郵送による提出の受領期限は、平成16年11月11日(木)午後5時まで。)

(2) 提出場所 上記5に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。電送による提出は認めない。

10 入札方法等

(1) 入札方法

入札参加者は、本件入札説明書、本件入札説明書に関する質問に対する回答、本件入札説明書に関する再質問に対する回答を熟読のうえ、入札書を提出すること。

入札書は持参又は郵送(書留郵便に限る。期限内必着)すること。電送による入札は認めない。

入札書は、様式集に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名(コンソーシアム名及び代表企業名)を表記し、公告に示した時刻までに提出すること。

郵送(書留郵便に限る。)により入札書を提出する場合には、二重封

筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、経理局長あての親展（書留）で提出すること。

の入札書は公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

入札書を提出するに当たっては、経理局長により競争参加資格のあることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところに従い作成し、提出場所に持参させなければならない。ただし、郵便による入札の場合は、と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、上記9の第二次審査資料の提出までは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、以下に掲げるところにより、入札の辞退を申し出るものとする。

入札を辞退する者は、様式集に定める入札辞退届を、上記5の場所に直接持参、又は郵送（入札書提出日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、事業契約書（資料 - 3）の別紙10「事業費の算定及び支払方法」を参照すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額から施設費に係る割賦手数料相当額を控除した金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある

ときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から施設費に係る割賦手数料相当額を控除した金額の105分の100に相当する金額に、施設費に係る割賦手数料相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、2回目の入札の執行は、上記2の契約担当官等が指定する日時に行う。

1 1 第二次審査資料等

- (1) 第二次審査資料は、様式集に定めるところに従い作成すること。
(2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
(3) 第二次審査資料の取扱い・著作権

著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他最高裁判所が必要と認めるときは、最高裁判所は提案資料の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査資料については返却する。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

- (4) 最高裁判所が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
(5) 複数の提案を行うことはできない。
(6) 第二次審査資料提出後は、同資料の変更はできない。
(7) 第二次審査資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

1 2 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
(2) 契約保証金 免除する。

ただし、事業契約に基づいて事業者が実施する新庁舎の施設整備業務の履行を確保するために、施設整備業務の着手日(事業契約の締結後、事業者が施設整備業務の実施に係る契約を締結する最初の日)から新庁舎の引渡日までの期間にわたり、施設整備業務の実施に要する解体工事費、設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額の100分の10以上について、以下のような方法による保証を求めることとする。

保証金の納付

事業契約の締結後速やかに、事業者と施設整備業務を実施する者との間で

締結する施設整備業務の実施に係る契約の締結日に、事業者が最高裁判所の指定する金融機関（保管金取扱店：日本銀行有楽町代理店（東京三菱銀行京橋支店））に現金を払い込み、当該金融機関が発行する保管金を最高裁判所に提出するものとする。

保証金に代る担保となる有価証券等の提供

事業契約の締結後速やかに、事業者と施設整備業務を実施する企業との間で締結する施設整備業務の実施に係る契約の締結日に、事業者が最高裁判所に差し入れるものとする。

施設整備業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は最高裁判所が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号第2条第4項）に規定する保証事業会社をいう。）の保証

事業契約の締結後速やかに、事業者が金融機関と保証委託契約を締結し、最高裁判所に保証証書を差し入れるものとする。

施設整備業務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

最高裁判所又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約の締結後速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を最高裁判所に提出する。なお、事業者を被保険者とする履行保証保険契約が施設整備業務を実施する者により締結される場合は、事業者の負担によりその保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を最高裁判所のために設定する。

1.3 開札

- (1) 日時 平成16年12月21日（火）午前10時
- (2) 場所 〒102 - 8651 東京都千代田区隼町 4 番 2 号
最高裁判所事務北棟 1 階入札室
- (3) その他 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

1.4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には原則として落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札
なお、上記6により経理局長から競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに上記4に掲げる資格を失った者、又は、開札の時に上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札参加表明書に記載された代表企業以外の者のした入札
- (4) 入札参加表明書等その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札

- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字，脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね，又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他本件入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

1.5 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

最高裁判所は，価格及びその他の条件が最高裁判所にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（「会計法」（昭和22年法律第35号）第29条の6，「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）により事業者を選定する。

(2) 事業者の選定体制

最高裁判所は，事業者の選定にあたり，PFI法第8条に定める客観的な評価を行うため，最高裁判所内に平成16年3月4日付けで設置した「東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業有識者等委員会（以下「有識者等委員会」という。）」において，民間事業者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね，最高裁判所は，有識者等委員会の調査審議結果を受けて，総合評価落札方式により事業者を選定する。

有識者等委員会の委員構成は以下のとおりである。

委員長 安藤正雄（千葉大学工学部デザイン工学科教授）

委員 木村琢磨（千葉大学大学院専門法務研究科助教授）

野城智也（東京大学生産技術研究所教授）

光多長温（鳥取大学教育地域科学部教授）

(3) 落札者の選定方法

最高裁判所は，以下の手順により本事業の実施に携わる事業者を選定する。

第一次審査

第一次審査は，入札参加希望者が，本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり，本件入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

最高裁判所は，入札参加希望者が提出した第一次審査資料について，資料作成の不備の有無，本件入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し，資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお，第一次審査の結果は，第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり，第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査の結果，競争参加資格があると認められた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）は，第二次審査資料を提出することができる。

第二次審査

第二次審査は，総合評価落札方式により民間事業者を選定するため，入札参

加者が策定した事業計画の提案内容を評価するものであり、別添「東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に関する事業者選定基準」(別紙1)(以下「選定基準」という。)に定める評価項目及び得点配分により評価する。

最高裁判所は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の評価についての調査審議を有識者等委員会に委ねる。

最高裁判所は、事業計画の提案内容の評価に関する有識者等委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案、及び基礎点を得られない評価項目がある提案を不採用とする。

なお、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する場合がある。この場合、ヒアリングの日時は追って通知する。

開札

最高裁判所は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

総合評価

ア 入札参加者は入札書及び第二次審査資料(以下「事業計画事項」という。)をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、イによって得られる基礎点と加算点の合計である評価点を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

イ 入札参加者からの事業計画事項を添付の選定基準(本件入札説明書別紙1)に基づき審査する。ただし、事業計画事項に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

a 事業計画事項が業務要求水準(必須項目)をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業計画事項がすべての要求水準(必須項目)を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しないもしくは記載のない場合は不採用とする。なお、適格者については、基礎点を付与する。

b 事業計画事項のうち最高裁判所が特に重視する項目(加点項目)について、その提案が優れているものについては、その程度に応じて加算点を付与する。評価項目は、周辺環境との調和が図られているとともに近隣住民から親しまれる外部空間、来庁者特性に応じて合理的な動線となる最適な諸室の配置、将来の司法需要の変化に柔軟に対応できるような調停室のための空間、事業期間終了後においても最適な維持管理を継続できるような維持管理の方法、事業期間にわたり責任ある対応を継続できる事業主体の5項目とする。

ウ アにおいて、評価値のもっとも高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

入札結果の公表

入札結果は、民間事業者の選定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び最高裁判所のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、P F I 法第8条に規定する客観的評価については、最高裁判所が選定された民間事業者と基本協定書を締結した後に公表する。

1 6 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、最高裁判所（支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長及び東京地方裁判所長）を相手方として、別添「東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に関する基本協定書（案）」（資料 - 2）（以下「基本協定書」という。）に基づき、基本協定を締結しなければならない。ただし、上記2の契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

1 7 事業者の設立等

落札者は、本事業を実施するため、商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として新会社（事業者）を事業契約の締結時まで設立するとともにコンソーシアムの構成員は、当該事業者に対して出資するものとする。なお、コンソーシアムの構成員の事業者に対する出資に関する詳細については、基本協定書を参照のこと。

1 8 事業契約の締結

(1) 契約書作成の要否等 事業契約書（資料 - 3）により、作成するものとする。

(2) 事業契約の締結

事業者は、落札決定後2ヶ月以内に、最高裁判所（支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長及び東京地方裁判所長）を相手方として、事業契約書（資料 - 3）により事業契約を締結しなければならない。ただし、上記2の契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(3) 契約金額 契約金額は、入札書に記載された金額に、当該金額から施設費に係る割賦手数料相当額を控除した金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

1 9 手続における交渉の有無 無。

2 0 契約書作成の要否等

事業契約書（資料 - 3）により、作成するものとする。

2 1 支払条件

事業契約書（資料 - 3）の別紙10「事業費の算定及び支払方法」を参照のこと。

2.2 建設工事保険等付保の要否

事業契約書（資料 - 3）の別紙4「事業者等が付す保険の付保条件」を参照のこと。

2.3 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

2.4 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局，電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申立てることができる。

2.5 関連情報を入手するための照会窓口 上記5に同じ。

2.6 その他

(1) 手続において使用する言語等

手続において使用する言語は日本語，通貨は日本円，時間は日本の標準時，単位は計量法（平成4年法律第51条）による。

(2) 入札参加者は、本件入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。

(3) 入札をした者は、入札後、本件入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(5) 事業計画事項については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。

(6) 事業計画事項を認めることにより、本事業の実施に関する選定事業者の責任が軽減されるものではない。

2.7 添付書類

本件入札説明書の添付資料は次のとおりである。

(1) 東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に関する事業者選定基準（別紙1）

(2) 東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業 提出書類の記載要領（別紙2）

(3) 東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業 様式集（別紙3）

(4) 東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に関する業務要求水準書（資料-1）

(5) 東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に関する基本協定書（案）（資料-2）

- (6) 東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に関する事業契約書(案)(資料 - 3)
- (7) 実施方針公表時からの変更事項一覧 (参考資料)

なお、上記 2 7 (4) の業務要求水準書(資料 - 1) の別添資料9については、C D - R O M に収録し、次の要領で交付する。

- (1) 交付期間 平成16年 7月23日(金) から平成16年11月11日(木) までの午前9時30分から午後5時まで。
- (2) 交付場所 上記 5 に同じ。